

平成29年 3月27日
長野県司法書士会

事業報告書

1 相談会名

平成28年度自殺対策強化月間 司法書士と精神保健福祉士による
こころ・いのちと法律の無料電話相談会「その悩み、ひとりで抱えこまないで！」

2 開催日時

平成29年3月4日（土）午前10時～午後4時

3 開催趣旨

我が国の自殺者数は平成10年以降、連続して3万人を超えていましたが、平成18年、この状況を受けて自殺対策基本法が公布、施行され、対策の指針となる自殺総合対策大綱に基づく官民挙げた様々な取組みの結果、平成22年以降減少に転じ、平成24年には15年ぶりに3万人を下回りました。さらに昨年の自殺者数は2万4025人（対前年比1,402人減少）となり、18年ぶりに2万5000人を下回りました。しかしながら、15歳から39歳までの各年代の死因第一位は自殺で、若い世代の自殺は世界的に見ても深刻な状況にあり、年代や地域別に、より実践的な取組みが求められています。

また、近年、我々を取りまく社会問題は、経済、貧困、労働、健康、家庭、対人関係などの幾つもの問題が複雑に関連し合いながら、一人ひとりの生活に影響を及ぼし、さらに状況が悪化した場合には、心身に不調をきたす傾向も見られ、自らの力のみでその問題を解決することが困難になってきています。

そこで、平成28年度自殺対策強化月間に合わせて、長野県精神保健福祉士協会と共同して、精神保健及び福祉分野の相談支援に携る精神保健福祉士が相談者の心身の健康状態についての相談に対応し、法律専門職である司法書士が、自殺の引き金となる社会的要因に対して、個別具体的に法的な解決方法についての助言を行い、各々の専門分野を担当しながら、互いに補い連携することで、より広い見地から、総合的な支援を行うとともに、自殺予防のゲートキーパーの役割を果たしたいと考え、本相談会を開催しました。

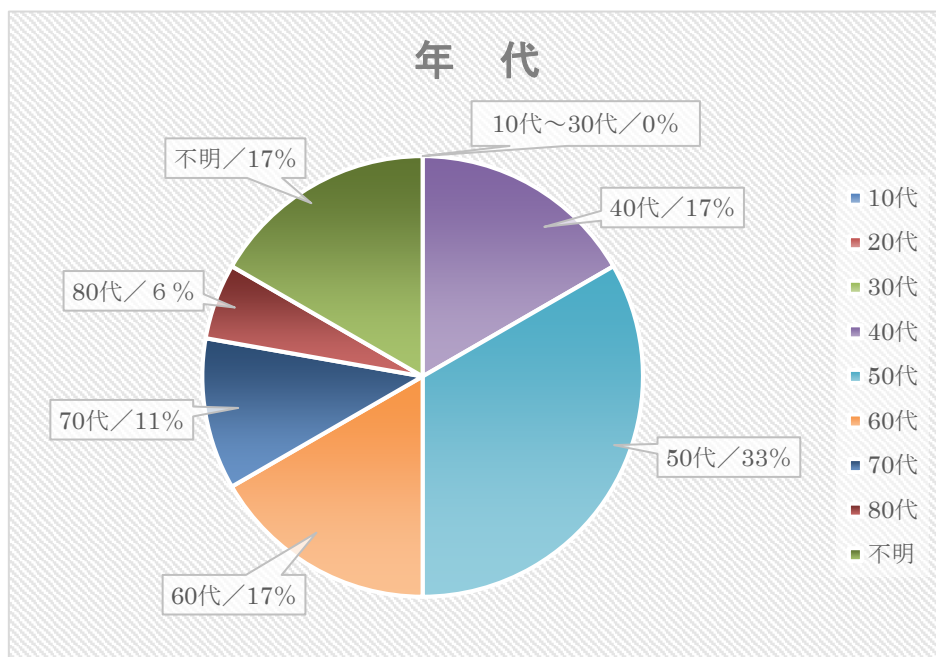
4 相談件数

合計 18 件

内訳

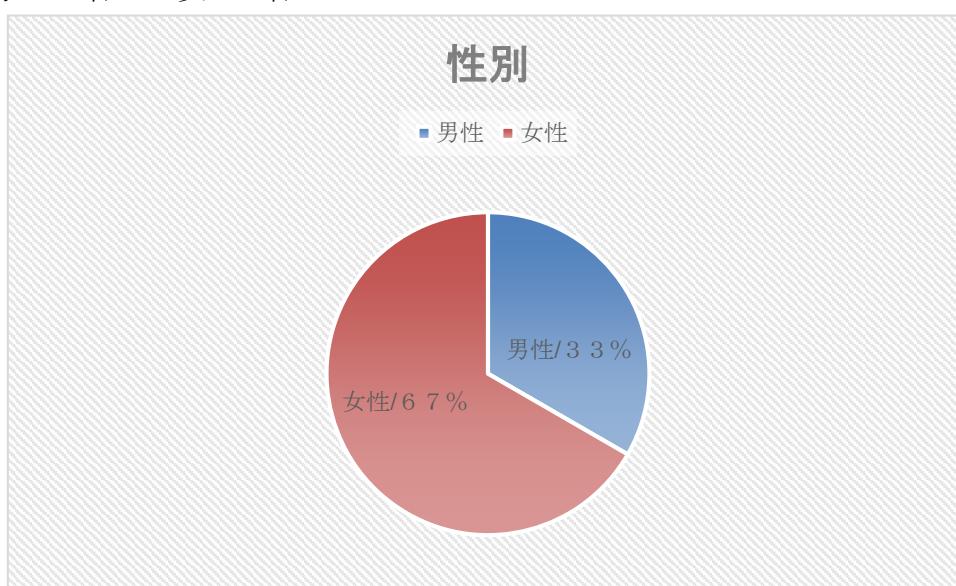
(1) 年代

40代 3名 50代 6名 60代 3名 70代 2名
80代以上 1名 不明 3名



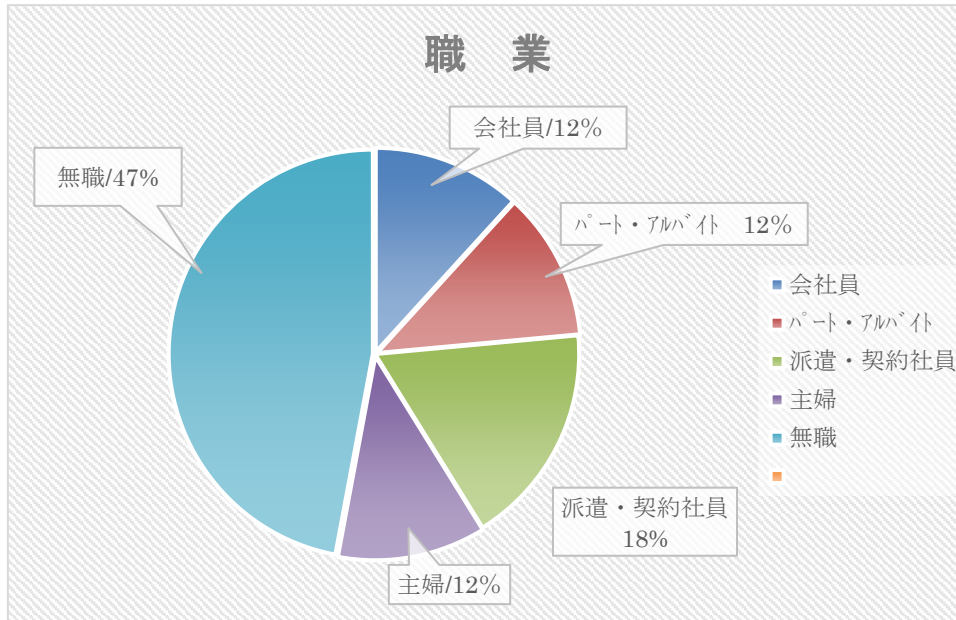
(2) 性別

男 6名 女 12名



(3) 職業

会社員 2名 パート・アルバイト 2名 派遣・契約社員 3名
主婦 2名 無職 8名



(4) 何で知り又はどこで紹介を受けたか

自治体等公的機関（市町村役場 13名 広報紙 4名） 新聞 3名

5 主な相談内容

寄せられた相談のうち、主なものは下記のとおりでした。

- (1) 精神科医療機関、行政支援、福祉団体の情報取得について
- (2) 補助人の財産管理について
- (3) 弟夫婦の離婚の件
- (4) 生活保護の申請と保有する資産（預貯金）について
- (5) 勤務先とのトラブル（会社に与えた損害に対する賠償の強要）の件
- (6) 隣人からの悪口や陰口の件
- (7) 認知症の親の介護と生活保護の件
- (8) 家族のうつ病の件
- (9) 精神状態が危惧される子への対応について
- (10) 夫婦関係の修復、信頼の回復に関する件
- (11) 親の認知症、介護などからくるストレスの件
- (12) 相続放棄について
- (13) 経済的な不安（家族に認知症や精神障害）の件
- (14) うつ病や日常生活における困り事の件

(15) 配偶者の認知症、こどもの知的障害の件

(16) 親の死後における自身の生活に対する経済的不安の件

6 実施した感想・コメント・今後の対応

毎年3月の自殺対策強化月間に合わせ、自殺対策の取り組みとしての無料電話相談会を過去3度実施してきたものの、当会単独で行うが故に、法律的な解決を示すことが可能な特定の問題（特に経済的問題としての借金）に絞って行なわざるを得ない面があり、自殺対策強化月間に行う自殺対策としての相談会としては、その効果や実施の意義で難しさを感じていました。そこで、今回は精神保健福祉士会との共同開催として、主に次のような実施形式にて行った訳ですが、初めての試みとしては極めて円滑な連携により実施することができたものと思います。

(1) 長野県司法書士会館の2階、3階の各会議室に1回線ずつ電話を設置。

(2) 電話機のマイクとスピーカー機能を使用して、各相談に対して司法書士、精神保健福祉士各1名の二人体制で対応する。

(3) 各相談者に対しては、最初に精神保健福祉士が相談者の不安や心配等を受け止め、心身の健康状態についての相談に対応しつつ状況の整理を行う。司法書士が、自殺の引き金となるような社会的要因、法律問題に対して、個別具体的に法的な解決方法についての助言を適宜行う。

なお、いずれの相談も30分以上の時間を要し、長い相談は、100分を超えるものもあり、電話を切った途端に次の電話が鳴るといった状況でした。このような状況からして、相談件数は18件しかありませんでしたが、これは電話が繋がらないという物理的な限界によるものであり、電話が繋がらなかったために相談することが出来なかった人も多数いたのではないかと推察されます。

また、相談者が精神的に疲弊しているような場合、司法書士が担当すべき法的な解決手段の助言を行うには、なお時間を要するため、電話相談後においても相談者との繋がりを維持し相談を継続する必要があると感じました。

今回の相談会により、自殺対策に対する取り組みを行うには、関連する他団体とのさらなる連携に加え、その他行政や医療機関などとの新たな関係構築の是非や、取り組み方（電話による相談会に限らず、より踏み込んだのベットのサイド相談等）などの必要性を感じました。長野県司法書士会は、自殺問題を解決するためにも、これからも関連団体等との連携等をどのように行っていくか検討していきたいと思っております。

7 当日の様子



